

農林水産関係抜粋

II 分野別実施事項

1. 農林分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

農業の成長産業化に向けて、生産性向上のための先進技術導入や生産資材・設備のコストダウンを図るとともに、新規就農のための環境づくりを行う観点から、(2)ドローンの活用を阻む規制の見直し、(3)高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し、(4)若者の農業参入等に関する課題について、(5)農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革、(6)農協改革の着実な推進、(7)肥料取締法に基づく規制の見直し、(8)畜舎に関する規制の見直し、(9)農作物栽培施設に係る立地規制の見直しについて、重点的に取り組む。

(2) ドローンの活用を阻む規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	航空法に基づく規制	<p>a 最新型ドローンについて、農林水産省は現在の「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」（平成27年12月3日農林水産省消費・安全局長通知。以下「技術指導指針」という。）を廃止し、新たに農薬の安全使用に関するガイドラインを策定する。国土交通省は、新たに農薬等の空中散布用の航空局標準マニュアルを策定する。</p> <p>b 農水協が直接行うオペレーター認定、機体認定は、農水協の自主事業であって、これを取得する義務はない旨、農林水産省より地方自治体等関係者への周知を徹底する。</p> <p>c 従来からの無人ヘリコプターについては、現場の混乱がないよう十分な配慮を行いながら、当面、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 航空安全に係る事項は、国土交通省の「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成27年11月17日国土交通省航空局長通知。以下「審査要領」という。）、又は国土交通省と農林水産省の共管による通達により規制する</li> <li>- 農薬安全に係る事項は、農林水産省が新たなガイドラインを策定する</li> <li>- 都道府県・地区別協議会等への報告は、必要最小限に限定し、オンライン報告を可能とする</li> </ul> <p>d 国土交通省の審査要領は、自動操縦、手動操縦にかかわらず、一律に10時間の飛行経歴要件を課している。しかし、自動操縦の農業用ドローンについては、十分な自動操縦に係る機能・性能を有する機体を使用し、機種ごとの機能・性能に応じた飛行経路設定などの基本操作や、不具合対処など、必要事項についての講習を受けた実績がある場合には、この飛行経歴要件を不要とする。その際、飛行経歴要件を不要とするためにいかなる講習（座学・操縦練習の実施など）を受ければよいか例示するなどして分かりやすく明ら</p>	<p>a, c: 令和元年7月措置</p> <p>b, d, e: 令和元年度上期措置</p>	<p>a, c: 農林水産省 国土交通省</p> <p>b, e: 農林水産省</p> <p>d: 国土交通省</p>

		<p>かにするよう審査要領を改正し、航空局ウェブサイトにおいて周知する。</p> <p>e 農林水産省は、審査要領に基づく代行申請制度を通して最新型の農業用ドローン活用が拡大するよう、ディーラー、メーカー等に対し、顧客の代行申請を行うよう促す。これによって、自動操縦機能、カメラ機能等を搭載した機体の申請実績を作る。</p>		
2	農薬取締法に基づく規制	<p>a 農薬取締法（昭和23年法律第82号）上、いかなる散布機器を用いるかは農薬を使用する者が遵守すべき基準に含まれていない。農林水産省は「散布」、「雑草茎葉散布」、「湛水散布」、「全面土壌散布」等の使用態様においてドローンを使うか否かは、農薬使用者の自律的な判断に任せる旨、解釈を明確化し、関係者に通知する。</p> <p>b 既存の（地上）散布用農薬について希釈倍数の見直しを行う変更登録申請の場合、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の検査において作物残留試験を不要とし、薬効・薬害に関する試験のみとすることにより、検査コストの大幅な削減を図る。</p>	措置済み	農林水産省
3	電波法に基づく規制	<p>a 総務省は、平成30年度に行った実証試験の結果を踏まえ、ドローンの携帯電話の電波利用を拡大させるために、遅くとも令和2年中にユーザーがウェブサイト経由等で携帯電話事業者に申請することで飛行を可能とできるよう必要な制度改正を行う。</p> <p>b 総務省は、実証試験の結果を踏まえ、低空を飛行するドローンの携帯電話の電波利用の簡便性を地上での携帯電話利用に近づけるべく、実用化試験局免許について携帯電話事業者による台数の把握等が行われることを条件に総務省が包括的に免許を発出すること等、ドローンが携帯電話の電波を簡易な手続で利用可能とするための新たな仕組みを構築する。</p> <p>c 制度開始までの間においても、携帯電話事業者による手続も含む申請から許可までの期間を原則1か月以内とするなど、より簡易に携帯電話の電波を使用できる仕組みを構築する。</p> <p>d 携帯電話の電波が農業用ドローンにとって使いやすいものできるように、総務省、農林水産省、関係事業者、農業者等からなる場を立ち上げ、実用局制度の在り方、実用化試験局制度の運用等につき定期的に議論を行う。</p>	<p>a: 令和2年中措置 b, c: 令和元年度中速やかに措置 d: 令和元年中速やかに立ち上げ、以降継続的に措置</p>	a~c: 総務省 d: 総務省 農林水産省
4	農業用の最新型ドローンの普及に向けた取組	<p>a 次の要素を含む「総合的な農業用ドローン導入計画（仮称）」を農林水産省が中心となって策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 最新型ドローン導入の目標値</li> <li>- 導入促進のための地方説明会の開催回数</li> </ul> <p>の目標値</p>	措置済み	農林水産省

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 実質的に「ドローン用農薬」と位置付けられる農薬品目数の目標値</li> <li>- 農業用ドローンの普及拡大に向けた規制点検や先端技術に関する情報共有の枠組み</li> <li>  b 農林水産省は、民間事業者のニーズをくみ取りながら農業用ドローンの普及を拡大するために、経済産業省の協力も得て官民協議会を立ち上げる。最新型ドローンについて技術指導指針に基づく都道府県・地区別協議会は廃止し、ドローン推進のための地域組織が必要な場合は、官民協議会の下に新組織を立ち上げる。</li> </ul>		
--	--	--	--

(3) 高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し	<p>a 国土交通省及び農林水産省は、農機や除雪機を装着して公道を走行するトラクターについて、灯火装置やそれに代わるものの設置や、現行法では安定性の要件を満たさないものについては時速 15km 以下で走行すること等、どのような措置を講じれば道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）上適合するかを明確化した上で、当該措置を講じたものについては、車幅によらず道路運送車両法上公道走行可能である旨を明確化し、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。</p> <p>b 国土交通省及び農林水産省は、車両の安定性から a において時速 15km 以下で走行する必要があるとしたものについて、農機や除雪機を装着した場合の安定性に係るモデル式の策定を行い、当該モデル式により安定性の基準を満たし、時速 15km を超えて走行することができる農機や除雪機を装着したトラクターを順次特定し、道路運送車両法上走行可能である旨を、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。</p> <p>c 国土交通省は、農機や除雪機を装着することで道路法（昭和 27 年法律第 180 号）上の特殊車両に該当することとなるトラクターについての特殊車両通行許可の申請に当たっては、車検証明書の提出が不要であること並びに国道、都道府県道及び市町村道を通行する場合は国に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できることについて、農林水産省とも連携の上、農業関係団体を含む関係者に周知徹底を行った上で、申請しようとする者から問合せがあった場合は申請手続のサポートを行うとともに、申請があった場合には速やかに許可できるよう対応する。</p> <p>d 国土交通省、農林水産省及び警察庁は、農機や除雪機を牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての道路運送車両法、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等の規制の洗い出しを行った上で、これらのトラクターが公道の走行が可能となるよう、速度制限等の対策を講ずること等により牽引される農機や除雪機への制動装置の設置を始めとした既存の基準の緩和を行うとともに、必要な基準の明確化を行い、その際、道路法上の特殊車両通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知する。また、重量が最高限度を超えることにより特殊車両に該当する車両の申請があった場合において、申請上の新たな課題が生じたときは、改善策を検討する。</p> <p>e 農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターの農道走行に関し、現状とし</p>	<p>a:措置済み b~f:令和元年結論、措置 g, h:令和元年結論、結論を得次第、速やかに措置</p>	<p>a~c:農林水産省 国土交通省 d, h:警察庁 農林水産省 国土交通省 e:農林水産省 f, g:警察庁 農林水産省</p>

	<p>て農道管理者の特段の許可を必要とされず、今後とも同様の運用が望ましい旨、農道管理者に周知を行う。</p> <p>f 警察庁及び農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターを走行させるに当たって、大型特殊自動車免許や牽引免許が必要となる場合、運転者がこれらの免許を早期に取得できるよう、教習の受講や試験の受験に関する機会拡大に係る人員の派遣等必要な対策を各地域の実情も踏まえつつ講ずる。</p> <p>g 警察庁は、道路交通法上の小型特殊自動車等について定められた500kgの積載量上限について、農林水産省が農機の安全性の確保の観点から適当な積載量を確認することを前提として、トラクターについて緩和する等必要な見直しを行う。</p> <p>h aからgの検討に加え、国土交通省、農林水産省及び警察庁は、今後農機や除雪機の大規模化が予想される中、これらの農機や除雪機を装着・牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての規制の洗い出しを行い、安全性を確保の上で、必要に応じ当該規制の見直しを行う。</p>		
--	---	--	--

(4) 若者の農業参入等に関する課題について

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	若者の農業参入等に関する課題について	<p>a 新規就農者に対する資金支援制度について、その内容を整理する。また、新規就農を目指す者の研修先が民間であるかどうかによってその支援に関し不公平な取扱いを受けることのないよう、必要に応じた見直しを行う。</p> <p>b 農業で起業する若者を始め、農業者が成長段階に応じ資金調達を円滑に行うための課題やニーズについて検討を行う。</p> <p>c 営農上必要な農業用施設の建設が円滑に行われるよう、農地の転用に係る運用を含む農業用施設の建設に係る土地利用上の課題を整理し、実態を調査した上で、必要に応じ見直しに向けた検討を行う。</p>	<p>a: 令和元年度検討・結論、令和2年度措置</p> <p>b, c: 令和元年度措置</p>	農林水産省

(5) 農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	利用集積・集約化に係る 手続の改善と体制の一体化	<p>a 市町村による農用地利用集積計画により、農地中間管理機構を通じた借入れと転貸を一括で策定できる仕組みを設ける。</p> <p>b 農用地利用配分計画案の縦覧については、今まで意見書提出の実績がないことも考慮し、他の担い手に意見表明の機会を与えるための代替措置を講じた上で廃止する。</p> <p>c 受け手から農地中間管理機構への利用状況報告は、農業委員会の利用状況調査と重複することから廃止する。</p> <p>d 農地利用集積円滑化事業は、担い手への農地集約を一体的で使いやすい仕組みにより行う観点から、必要な経過措置を設けた上で農地中間管理事業に統合一体化する。ただし、地域に根ざした特色ある農地利用集積円滑化事業の実績を有する団体に限定して、農用地利用配分計画の案の策定を認めるなど農地利用集積円滑化事業を担っている者の協力を得るための仕組みを設ける。</p>	<p>a, b, c: 措置済み</p> <p>d: 令和元年度措置</p>	農林水産省
8	地域における農業者等による協議の場の実質化	<p>人・農地プランの作成に当たり、地域の農地利用の現況把握（マップ化）、及び受け手となり得る担い手の明確化を求める。その際、農地利用最適化推進委員等が人・農地プランの話し合いのコーディネーターとして、積極的に参加することを確保できるよう措置する。</p>	令和元年度措置	農林水産省
9	その他の措置	<p>a 認定農業者による農地利用の広域化が進んでいることを踏まえ、認定農業者について、国・都道府県が認定できる仕組みを設ける。</p> <p>b 農業法人の活動実態が拡大し、役員グループ会社間での兼務といった農業経営上の新たなニーズが生じていることを踏まえ、農地所有適格法人の役員について、農業への従事日数（150日以上）要件を見直して、現在、事実上2つに限られている兼務を拡大する。</p> <p>c 担い手に対する農地利用の集積・集約化を促進するため、農地の効率的利用に支障が生じないように転用許可基準を見直す。</p>	令和元年度措置	農林水産省

(6) 農協改革の着実な推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	農協改革の着実な推進	<p>農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。</p>	令和元年度以降、継続的に措置	農林水産省

## (7) 肥料取締法に基づく規制の見直し

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	公定規格	<p>a 公定規格について諸外国の規制の状況を詳細に分析する。</p> <p>b 公定規格について、肥料の品質と安全性を確保しつつ、分かりやすいリストとして改めるべく、以下を含む、肥料の種類の大きくくり化、簡素化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 複数の肥料を混合した肥料や動植物・副産物肥料についての主成分の最小量の緩和</li> <li>- 副産物肥料について使用できる原料の拡大</li> <li>- 有害成分の最大量について大きくくり化</li> </ul>	<p>a: 令和元年措置</p> <p>b: 令和3年措置</p>	農林水産省
12	肥料の混合	普通肥料と特殊肥料、普通肥料と土壌改良資材の混合を原則認めることとし、肥料の品質と安全性の確保の観点から混合すべきでないものについては限定列挙する。	令和元年上期検討開始、令和3年措置	農林水産省
13	保証成分量	<p>a 保証成分量について、諸外国の運用を参考に許容範囲を可能な限り緩和する方向で見直す。</p> <p>b 指定配合肥料については、現行の届出制のもとで保証成分量を計算するに当たり、原料の保証成分量に加え、最終製品の成分実測値を根拠として成分の保証を行うことも選択可能とする。</p>	令和2年措置	農林水産省
14	保証票	<p>a 細かく規定されている表示のサイズについてより小さなサイズを認めるなど見直しを行う。</p> <p>b 原料の種類を大きくくり化し、原料表示における括弧内の記載方法について重量順の表示の在り方を含め記載の簡素化に向けた見直しを行う。その際、保証票の見直しをスマート農業戦略の一環と捉え、二次元コードを活用したウェブサイト上の情報提供によって表示を代替することを可能とする。</p> <p>c その他、現在保証票に記載を義務付けられている事項について、農家と肥料メーカーの要望や諸外国との比較を踏まえ、記載の必要性を再検証した上で必要な見直しを行う。</p>	<p>a, c: 令和2年措置</p> <p>b: 令和元年上期検討開始、令和2年上期方向性につき結論、令和3年上期措置</p>	農林水産省
15	登録・届出等の手続とその運用	<p>a 会社住所など法人番号で明らかとなるような情報についてはその都度の入力を不要とし、手続を電子化する等、手続を合理化する。</p> <p>b 肥料の銘柄ごとに保管場所の変更届出を行うことを不要とし、会社などが複数銘柄についてまとめて届出することを可能とする。</p> <p>c 登録の申請先については工場所在地を管轄するFAMICでも受け付けることとし、周知する。</p> <p>d FAMICの運用の実態、統一的な運用に向けた改善の必要性を把握するために、肥料メーカーに対する無記名アンケートを実施した上で、その結果を公表し、必要に応じ運用の</p>	<p>a: 令和3年上期措置</p> <p>b: 令和2年上期措置</p> <p>c, d: 令和元年措置</p> <p>e: 令和3年措置</p>	農林水産省

		統一を図るためガイドラインの見直しや発出などの対策を講ずる。 e 肥料メーカーによる製造工程管理の徹底のための新たな仕組みについては、諸外国の例や、肥料以外の規制も参考にしつつ、原料とその入手経路等を記録し、必要な場合に迅速な回収措置がとれるものとするために、過度に制約的なものにならないようにする。		
16	法律の題名	法体系の抜本的な見直しに伴い、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）の題名についても変更を含め新たな法体系に即した相応しい題名を検討する。	令和 2 年上期措置	農林水産省

## (8) 畜舎に関する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
17	畜舎に関する規制の見直し	<p>a 農林水産省は、国土交通省の協力も得ながら、市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等の利用の実態に応じた、畜舎等の安全基準、安全基準の執行体制など、畜舎等の安全対策の新しい在り方について検討を行うべく委員会を立ち上げ、畜舎等の利用実態、建築コストの増加要因、海外の規制等を調査した上で、畜舎等を建築基準法（昭和25年法律第201号）の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、結論を得る。</p> <p>b aでの検討結果を踏まえ、所要の法律案を整備する。</p>	<p>a: 令和元年検討開始、令和2年上期までに結論</p> <p>b: 令和3年上期措置</p>	<p>農林水産省 国土交通省</p>

## (9) 農作物栽培施設に係る立地規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	農作物栽培施設に係る立地規制の見直し	<p>a 商業施設から農作物栽培施設へ用途変更することについて、特定行政庁が「原動機を使用する工場」ではないと判断した事例及び「建築基準法第48条の規定に基づく植物工場等の許可事例の情報提供等について」（平成31年3月28日国土交通省住宅局市街地建築課長通達）を参考に以下の点を明らかにした技術的助言を発出し、その内容を周知徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務所ビルの一部を農作物栽培施設に用途変更する際、空調設備の騒音値が通常の事務室に設置される空調設備と同程度であり、水循環ポンプが低出力・低騒音であるなど当該用途変更による周辺環境の悪化が懸念されない場合に「原動機を使用する工場」ではないと判断した例を参考にすること。</li> <li>空調設備、灌水設備などの設備の騒音・振動が低く、発生交通量について周辺の交通環境に及ぼす影響が少ないなど周辺環境の悪化が懸念されない場合には、特例許可を発出することができること。</li> </ul> <p>b aの実施に併せて、日本建築行政会議に対して農作物栽培施設に関する用途規制に係る許可の考え方及び工場としての扱いの考え方について検討を促す。</p> <p>c bの検討の結論について周知するための技術的助言を発出する。</p>	<p>a, b: 令和元年中速やかに措置</p> <p>c: 令和元年中措置</p>	<p>国土交通省</p>

## 2. 水産分野

### (1) 規制改革の観点と重点事項

水産業の成長産業化に向け、改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「改正漁業法」という。）に係る運用や、水産物や漁業生産資材の流通の透明化等の観点から、(2)改正漁業法の運用について、(3)水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検、(4)海技士の乗組み基準の見直しについて、(5)魚病対策の迅速化に向けた取組について、重点的に取り組む。

### (2) 改正漁業法の運用について

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	国及び都道府県の責務の明確化	国及び都道府県が不透明な事前調整を行うことなく、透明性が高く、客観的な基準に基づいて、公平に紛争解決が行われるよう、制度運用の仕組みを定める。	令和2年度措置	農林水産省
2	資源回復に向けたロードマップの策定	魚種ごとの資源回復に向けたスケジュール、具体的対策等を定めたロードマップの策定を行う。なお、当該ロードマップの策定を行う対象については、目標管理基準値を下回る全ての魚種とする。	令和2年度以降順次措置	農林水産省
3	生産性の高い許可漁業の推進	a 許可又は起業の認可の適格性についての判断基準である、「漁業を適確に営む生産性」の判断基準について、漁業種類・魚種ごとに明確化する。 b 改正漁業法において、農林水産大臣は、「国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機その他の農林水産省令で定める電子機器を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる」こととしている。漁業調整のためには、漁獲報告の迅速化や報告内容の正確性の向上が特に必要であり、また漁業者の負荷軽減のためにも漁獲報告の電子化が望ましいことから、電子機器の備付けに明らかになじまないものを除き、原則全ての許可漁業について漁獲報告の電子化・VMS（Vessel Monitoring System：衛星船位測定送信機）等の備付けの義務化を行う。	令和2年度措置	農林水産省
4	海面を最大限活用しうる仕組みの確立と、漁業権制度の運用の透明化	a 農林水産省は、漁場の有効活用を図るために現在の漁業権設定状況が一目で分かる漁場マップを策定し、公開する。 b 漁業者が自主的に漁場を有効活用できるよう、都道府県知事が漁場の適切かつ有効な活用を行っているか公平かつ公正に判断することができるよう基準を明確化し、技術的助言として発出する。特に、「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない」場合について、どのような場合が該当するのか具体的な事例に即して明らかにす	a～c, e: 令和2年度措置 d: 令和2年度以降継続的に措置	農林水産省

		<p>る。</p> <p>c 漁業権制度の運用に関し、都道府県知事が利害関係人や海区漁業調整委員会の意見を精査した上で、新規参入者の参入を不当に制限することのないよう必要な対策を講ずる。</p> <p>d aの漁場マップの策定についての調査に加え、5年ごとに漁業権の免許状況調査を実施する。また、新たに漁場として設定された事例、また廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況について調査・公表の上、漁場の活用状況に関する KPI を設定し、適切な政策を講ずる。</p> <p>e 新規に沖合の区画漁業権について免許を付与できるように、関係省庁及び都道府県が漁業者や関係機関と調整して、短期間で手続が終了するよう取り組む。</p>		
5	漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化	<p>a 漁協の全ての収入内容（漁場行使料、協力金等）と、全ての支出内訳、役員数等、漁協の経営状況等につき実態を調査・公表の上、漁協の経営に関する KPI を設定し、適切な政策を講ずる。</p> <p>b aの調査の結果、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）上の問題が明らかになった漁協については、公正取引委員会と連携して是正を図るとともに、必要に応じ水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に基づく措置を講ずる。</p> <p>c 漁協による組合員の資格審査の実態を調査・公表の上、資格審査の適切な実施を確保するため、都道府県に対して、客観的な資料による判定を含む明確なガイドラインを示した上で、必要に応じ水産業協同組合法に基づく措置を講ずる。</p>	令和元年度検討開始、令和 2 年度措置	<p>a, c: 農林水産省</p> <p>b: 公正取引委員会 農林水産省</p>

(3) 水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検	<p>a 水産物及び漁業生産資材の流通に関する実態の調査を行う。</p> <p>b 不適正な取引を未然に防止するため、「取引適正化のためのガイドライン」を策定する、あるいは流通業者等に「取引適正化のための自主行動計画」の策定を働きかける。</p> <p>c aの調査の結果、独禁法上問題のある実態があった場合は、公正取引委員会と連携して是正を図る。</p> <p>d 魚類養殖業の資金調達円滑化を図れるよう、コストの大半を占める餌費用等の事業資金に対して魚類養殖業の事業性評価による適切な融資が可能となる金融制度の構築や、養殖生産の需要家からの受託等、養殖業者の経営安定化に資するビジネスモデルの推進を早急に検討する。</p> <p>e 輸入水産物のトレーサビリティの出発点となる漁獲証明制度の創設に向けて必要な措置を講ずる。</p>	<p>a~c: 令和元年度措置</p> <p>d, e: 令和元年度検討・結論、令和2年上期措置</p>	<p>a, b, d, e: 農林水産省</p> <p>c: 公正取引委員会 農林水産省</p>

(4) 海技士の乗組み基準の見直しについて

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	海技士の乗組み基準の見直しについて	<p>a 安全の確保を前提に、併せて必要となる措置等を検討した上で、近海（100海里以内）を操業する中規模（総トン数20t以上長さ24m未満）の漁船（以下「近海中規模漁船」という。）について、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）上の小型船舶の定義を見直し、小型船舶操縦士1名の乗組みによる航行を可能とする旨の法令改正を行う。</p> <p>b aの法令改正の施行までの間、近海中規模漁船について、船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第1項の規定による乗組み基準の特例を適用し、安全の確保を前提に、機関に関する一定の講習を受講した者が乗り組むことや、僚船から支援を受けること等一定の要件の下、海技士（機関）の乗組みを省略することができることとする。</p> <p>c aの法令改正の施行後も、近海中規模漁船について、小型船舶操縦士ではなく、海技士の乗組みを希望する場合には、従前どおりの乗組み基準によることができることとし、その場合において、機関に関する一定の講習を受講した者が乗り組むことや、僚船から支援を受けること等により海技士（機関）の乗組みを省略することができることとする。</p>	<p>令和元年度結論・措置</p>	<p>農林水産省 国土交通省</p>

(5) 魚病対策の迅速化に向けた取組について

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	魚病対策の迅速化に向けた取組について	<p>a 養殖業における魚病の種類とその対策、当該対策を講ずる場合の獣医師の役割や都道府県ごとの魚病に詳しい獣医師の充足状況等、魚病対策に関する実態の調査を行う。</p> <p>b aの調査を踏まえ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。）に定める動物用医薬品の使用に関する基準について、当該調査により明らかになった魚種ごと（成魚・稚魚を含む。）の魚病対策が可能となるような見直しを講ずる。</p> <p>c 適用外使用による魚病対策の迅速化のため、aの調査を踏まえ、魚病に詳しい獣医師のリスト化及び当該リストの各都道府県の水産試験場への共有等を通じて、各都道府県の水産試験場の魚類防疫員が、緊急時に獣医師の診療を必要とする際に速やかに獣医師と連絡を取れるようにするなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。</p> <p>d cに加え、魚病に詳しい獣医師が偏在することなく、全ての養殖地域において、迅速な魚病対策が行われるべく、各地域の養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」について、その定義（一定時間内に獣医師の診療を受けられる等）を明確化した上で、当該獣医師を養殖業者ごとに複数確保し、当番制などの体制を構築した上でリストを公表するなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。</p> <p>e 国としての魚病に詳しい獣医師の量的拡充について数値目標を定め、公表するとともに、魚病に詳しい獣医師の量的確保を行うべく、水産試験場等でのインターンプログラムの活用や、既存の獣医師による魚病対策のカリキュラムの受講等により、魚病に詳しい獣医師の人数の拡充を行う。</p> <p>f 魚病に詳しい獣医師の質的確保を行うべく、獣医師によるオンラインでの診療を可能とする仕組みを構築する等、スマート漁業にふさわしいオンライン診療の在り方について検討の上、必要な対策を講ずる。</p> <p>g 魚病対策に関する情報の共有化や学術交流を行うため、獣医師、医薬品メーカー、水産試験場、大学等研究機関、養殖業者等により構成される協議会を設立する。</p> <p>h 当該協議会にてb～dの措置の結果、魚病対策がどれだけ迅速化されたかの評価を実施する。</p> <p>i 獣医師業における、魚病に詳しい獣医師の基盤の確保のため、gの協議会において、魚病に詳しい獣医師の事業者団体の設立に向けた検討を促す。</p>	<p>a: 令和元年度措置 b: 令和元年度検討・結論、令和2年度措置 c: 令和元年度措置 d～f: 令和2年度措置 g: 令和元年度措置 h: 令和2年度以降順次措置 i: 令和元年度措置 j: 令和3年度以降継続的に措置</p>	農林水産省

		j hの評価において、更なる魚病対策の迅速化が必要と判断された場合には、養殖魚の食の安全を確保することを前提として、海外での魚病対策にかかる法制度を踏まえ、獣医師資格取得のためのカリキュラムについて見直しを行うことを始め、魚病対策の迅速化に向けた追加策について継続的に検討の上、公表などを行う。		
--	--	---	--	--

6. その他重要課題

(1) 規制改革の観点と重点事項

その他重要課題として、(2)総合取引所の実現、(3)各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大、(4)副業・兼業、テレワークにおけるルールの見直し、(5)日雇派遣におけるルールの見直しについて、重点的に取り組む。

(2) 総合取引所の実現

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	総合取引所の実現①	<p>a 東京商品取引所（TOCOM）において上場されている一部の商品デリバティブについて、日本取引所グループ（JPX）傘下の取引所への戦略的な移管を検討し、例えば、大阪取引所において株価指数等の証券デリバティブとワンストップで取引できるようになることを期待する。そのために、金融庁、経済産業省等において、両取引所における協議が円滑に進むよう、関係者との協議を行う。</p> <p>b 金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣の「同意」について、総合取引所の実現可能性に過度の不透明感を与えないよう、具体的かつ明確な運用基準を策定することとし、経済産業省等において、平成30年度末を目途に結論を得る。</p> <p>c 総合取引所をおおむね2020年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、現在の実行計画を前倒すこととし、両取引所において協議が円滑に進むよう、平成30年度末を目途に目指すべき方向性について結論を得るべく、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う。その際、商品先物市場の活性化につながるよう、次の点の認識を共有化することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界市場において我が国の商品先物市場が目指すべき位置付け</li> <li>・信用力の強化</li> <li>・新規参入者の増加による流動性向上の確実性</li> <li>・プレイヤーのコスト負担が増加しない使い勝手のよい市場設計</li> </ul> <p>d 現在、電力先物市場の創設及びこれを含む総合エネルギー市場の創設が重要な課題となっているが、どちらかを優先することなく、総合取引所の実現と同時並行的に進める。</p>	措置済み	<p>a, c: 金融庁 農林水産省 経済産業省</p> <p>b: 農林水産省 経済産業省</p> <p>d: 経済産業省</p>
2	総合取引所の実現②	<p>a 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第194条の6の2の規定に基づく、金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣による同意を運用するに当たって、既に商品取引所に上場又は試験上場されている商品又はこれらと同内容の商品については、取引参加者に当業者が含まれることを要件としないこととする。</p> <p>また、新たに上場する商品に係る商品所管</p>	<p>a: 令和元年度上期措置</p> <p>b: 令和2年度上期措置</p> <p>c: 電力の試験上場がなされた場合は2020年度（令和2年度）以降試験上場期間中に検討・結</p>	<p>a: 農林水産省 経済産業省</p> <p>b: 金融庁 農林水産省 経済産業省</p> <p>c, d: 金融庁 経済産業省</p>

	<p>大臣の同意要件は、高い透明性を確保し、かつ、グローバルな市場参加者から見ても理解を得られる形で適用する。</p> <p>b TOCOM に上場されている貴金属等の大阪取引所への移管及び日本証券クリアリング機構への清算一元化については、2020年度上半期を目途に移管できるよう、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う。</p> <p>c JPX と TOCOM の基本合意において、TOCOM での上場を目指すとされている電力・LNG については、電力の発送電分離が完成する 2020 年度以降、電力の試験上場の期間内に、大阪取引所への移管とを比較検証の上、市場のあり方について結論を得て、その実現のために必要な措置を講ずる。なお、電力の試験上場の審査は、電力システム改革の重要性に鑑み、厳格に行う。</p> <p>d JPX と TOCOM の基本合意において、TOCOM から当面移管しないとされた石油市場の商品については、移管の時期について、金融庁、経済産業省においても関係者との協議を行う。その際、商品市場の活性化につながるよう、次の点の認識を共有化することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界市場において我が国のエネルギー商品先物市場が目指すべき位置付け</li> <li>・新規参入者の増加による流動性向上の確実性</li> <li>・プレイヤーのコスト負担が増加しない使い勝手のよい市場設計</li> </ul>	<p>論、必要に応じて速やかに措置</p> <p>d: 2020 年度（令和 2 年度）以降速やかに措置</p>	
--	---	--	--